

物価高騰対策等の実施方法について

令和 7 年の消費者物価指数が、食料品を中心に前年比 3.2% の上昇である一方、賃上げはこの物価上昇に追いつかず、毎月勤労統計調査によると、令和 7 年の賃金指数は実質前年比でマイナス 1.3% となっている。

また、最近の物価高騰や人件費の上昇に、診療報酬や介護報酬等の改定が追いついていないことから、医療機関や福祉施設の経営にも大きな影響を与えており、とりわけ令和 6 年度決算においては、全国の公立病院の 83% が赤字となっている。

こうした状況を受け、国は、令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定した『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～』において、生活の安全保障・物価高への対応を第 1 の柱として、電気・ガス代への支援や当分の間税率の廃止などを実施するとしたほか、自治体が地域の実情に応じてきめ細かに生活者や事業者への支援を実施できるよう、「重点支援地方交付金」を拡充した。

また、診療報酬や介護報酬等の改定までの緊急的な対応として「医療・介護等支援パッケージ」を実施することとした。

しかし、生活者支援については、各自治体が「重点支援地方交付金」を活用して地域の実情に即した取組を独自に実施することが可能となる一方で、食料品支援、子育て世帯や住民税非課税世帯への現金給付などの全国共通の課題への対策においても対象者の範囲や金額等に自治体間で違いが生じている。そのため、全ての地域において共通して実施すべき施策を講じる場合などは、全国一律の制度設計や地方にとって大きな事務負担とならないよう国による直接給付の仕組みの検討が必要である。

国においては、中低所得者の税・社会保険料負担を軽減し、所得に応じた手取り増加を図る給付付き税額控除について、「社会保障国民会議」を設置し検討しており、その早期実現が期待される一方で、地方の事務負担が増えない仕組みとすべきである。

事業者支援では、「重点支援地方交付金」は、中小企業への支援などにおいて、地域の実情を踏まえた有効な施策の実施につながっている。

一方、医療機関や福祉施設への支援については、本来、診療報酬・介護報酬等の改定によって対応されるべきものであり、事業者が随時利用者に価格転嫁できないことを踏まえると、著しい物価高騰や人件費等の上

昇が続いている間は、定時改定の時期に捉われずに、今後も機動的に改定することが望ましい。

また、今回の経済対策で措置された「医療・介護等支援パッケージ」は、全国一律の支援制度となっているが、実際の交付事務の多くを自治体に担わせる仕組みであり、多くの施設に速やかな支援が求められる中、地方自治法で公金支出の私人委託が制限されていることなどから、自治体の事務負担が大きく、交付事務の見直しが必要である。

昨今の中東情勢などにより、さらなる物価高騰が継続していくことが想定される中、今後も物価高騰対策や経済対策が実施されることを考慮し、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 物価高騰に対する生活者支援について、全ての地域において共通して実施すべき施策を講じる場合などは、住民の公平性確保や事業効率の観点から、地方に判断を委ねる「重点支援地方交付金」による仕組みではなく、全国一律の制度設計や国による直接給付の仕組みを検討すること。

また、その実施にあたっては、都道府県及び市町村に事務負担が生じないような仕組みとすること。

- 2 診療報酬・介護報酬等については、定時改定の時期に捉われず、物価や賃金の上昇等を確実に反映して改定を行うこと。

暫定的に補助金等で支援を行う場合であっても、国が直接実施することや事業者等に対する補助金等の交付事務について私人委託を可能とする関係法令の見直しをはじめ、自治体の事務負担軽減を図ること。

令和8年 月 日

内閣総理大臣 高市早苗様
厚生労働大臣 上野賢一郎様
総務大臣 林芳正様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長 本村賢太郎
埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
横浜市市長
川崎市市長
千葉市長
さいたま市長

熊谷俊人
小池百合子
黒岩祐治
山﨑中田春彦
福神紀俊一人
清水勇